

令和3年1月15日
教育委員会事務局
学校人事課
内線：4596

群馬県公文書等管理委員会への諮問について

群馬県公文書等の管理に関する条例第10条により、公文書を作成する実施機関は公文書の作成や保存等に関する事項について、公文書管理規程を設けることとされています。

当該規程案について、令和3年1月21日に開催される第4回群馬県公文書等管理委員会に諮問します。

○規程の名称

群馬県立学校公文書管理規程

○施行日

令和3年4月1日